

令和4年6月8日（水曜日）

令和4年度南三陸町議会6月会議会議録

（第2日目）

令和4年6月8日（水曜日）

応招議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

出席議員（13名）

1番	伊藤俊君	2番	阿部司君
3番	高橋尚勝君	4番	須藤清孝君
5番	佐藤雄一君	6番	後藤伸太郎君
7番	佐藤正明君	8番	及川幸子君
9番	村岡賢一君	10番	今野雄紀君
11番	三浦清人君	12番	菅原辰雄君
13番	星喜美男君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町長	佐藤仁君
副町長	最知明広君
総務課長	及川明君
企画課長	佐藤宏明君

企画課震災復興企画調整監	桑原俊介君
行政管理課長	岩淵武久君
町民税務課長	佐藤正文君
保健福祉課長	高橋晶子君
環境対策課長	大森隆市君
農林水産課長	千葉啓君
商工観光課長	宮川舞君
建設課長	及川幸弘君
会計管理者兼会計課長	菅原義明君
上下水道事業所長	糟谷克吉君
歌津総合支所長	三浦勝美君
南三陸病院事務部事務長	後藤正博君

教育委員会部局

教育長	齊藤明君
教育委員会事務局長	芳賀洋子君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀長恒君
事務局長	男澤知樹君

事務局職員出席者

事務局長	男澤知樹
主幹兼総務係長 兼議事調査係長	畠山貴博
主事	山内舞祐

議事日程 第2号

令和4年6月8日（水曜日） 午前10時00分 開議

第1 会議録署名議員の指名

第2 一般質問

本日の会議に付した事件
日程第1から日程第2まで

午前10時00分 開議

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

連日寒い日が続いております。宮城県今日は4月並みの気温だそうですでございます。体調管理、しっかりと行っていただきたいと思っております。本日もよろしく申し上げます。

ただいまの出席議員数は13人であります。

定足数に達しておりますので、本会議を再開します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、議長において9番村岡賢一君、10番今野雄紀君を指名いたします。よろしく願いいたします。

日程第2 一般質問

○議長（三浦清人君） 日程第2、昨日に引き続き一般質問を行います。

通告4番高橋尚勝君。質問件名、水素による地域創生について、以上、1件について、高橋尚勝君の登壇、発言を許します。3番高橋尚勝君。

〔3番 高橋尚勝君 登壇〕

○3番（高橋尚勝君） 皆さん、おはようございます。

それでは、星議長より発言の許可を頂戴いたしましたので、登壇より一般質問を行いたいと思っております。

質問に入ります前に、傍聴席においでの方皆さん、大変お忙しい中、傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。感謝申し上げます。

さて、私の質問は、水素による地域創生についてであります。

質問の相手は、町長になります。

質問の内容は、水素による地域創生は既に始まっている、我が町でもこのエネルギー資源を活用する考えはないか伺うであります。質問内容は極めて簡単明白であります。したがって、簡略かつ明快なる町長の御答弁をお願いしたいということで、まずもって登壇からの質問を終了いたします。よろしく。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

それでは、高橋尚勝議員の御質問、水素による地域創生についてお答えをさせていただきたいと思います。

地球温暖化が問題になり、化石燃料の枯渇が懸念をされる中、二酸化炭素を排出しないクリーンエネルギーとしての水素の利活用が、国内外で注目をされております。我が国は化石燃料のほぼ全量を輸入に頼っております。他国の政治や経済、社会情勢等の影響を受けやすいという課題を抱えているのも事実であります。国において平成26年4月にエネルギー基本計画第4次計画が閣議決定をされ、水素を日常生活や産業活動で利活用する水素社会の実現に向けた取組を加速させるとして、また宮城県も平成27年6月に策定したみやぎ水素エネルギー利活用推進ビジョンにおいて、東北における水素社会先駆けの地を目指すとしております。しかしながら、水素エネルギーの社会実装に向けては、技術的課題、インフラ整備、コストなどの課題が多く、エネルギー関連施設の安全性、安定供給、経済効率性の向上、周辺環境への適合など、当町においても活用可能かどうかを十分に検討しながら、脱炭素社会に向けて、国県と連携を密にしていきたいと思いますというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋尚勝君。

○3番（高橋尚勝君） ただいま現状におきます水素の様々な取組について町長から御発言を頂戴しました。

それでは、議席において、細部について私の考えを申し述べさせていただきたいと、このように思っております。

さて、質問通告書にはその具体的内容を記載できませんでしたが、次の内容をこの席から申し上げて提案させていただきたいと思います。

その内容とは、既にメディアでの報道で御案内のとおり、水素を燃料とした電気をつくる、いわゆる火力発電所なるものが、世界で初めて、水素発電所ということで、山梨県側富士山登山口にあたります富士吉田市というまちの民間の会社において、この4月から稼働開始されたようであります。

したがって、私がお尋ねしたい内容は次のとおりであります。この水素をつくる会社、さらにこの水素を使って電気をつくる会社、2社のそれぞれの水素生成設備と発電設備を誘致できないものかという内容になると思います。もちろん民設民営となるわけではありますが、どうか御検討をいただきたいとかように思う次第であります。

まずもってこの点について、町長のお考えをお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 多分ですね、水素を世界で先駆けてエネルギーとして活用したのは、アイスランドだと思います。2004年ですから今から随分前になります。宮城県町村会の海外視察研修というのがございまして、その際、水素社会、その視察ということで、お邪魔した経緯がございます。そのときは、アイスランドというのは首都がレイキャビックというところですが、そこでは水素ステーション1か所つくって、試行的に水素バス3台を走らせて運行しているということです。アイスランドがなぜ水素社会のほうにかじ切ったかという、圧倒的な水力があります。したがって、そういう方向性でアイスランドとしてはスタートしたということですが、ところがですね、日本はこの水素に対する取組ということが、アイスランドよりも十四、五年遅れている、先ほど申しましたように、国が閣議決定したのは平成26年ということになりますので、15年ほど日本はアイスランドに比べて、水素社会へのかじ切りというのが遅れたということがございます。そういった中で、ただ、我々も視察に行った際に、日本の技術力を考えた際に、ある意味そう遠くない時期にこの水素エネルギーを使っているということがあるのかなというふうに思っておりましたが、多分技術的な問題とかですね、様々な課題があって、なかなか水素エネルギーとしての切替えということが非常に困難だったんだろうというふうに思います。現在のアイスランドの状況がどうなっているかということについては、私も定かではございませんが、しかしながら、そういった、これまでの化石燃料から、方向性として水素社会のほうに切り替えるということは、1つの世界の趨勢でもこれからあるのかなというふうには思っております。今誘致のお話ございましたが、それ以前に、一体そういった施設そのものがどういうものなのかということについて、やはり我々も含めてですね、その辺はしっかりと検討しなければいけないんだろうというふうには認識はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 挙手を。高橋尚勝君。

○3番（高橋尚勝君） 全く町長のお話のとおりでありまして、水素、一言に言っても千差万別でありまして、若干その辺のですね、我が国の水素事業について私のほうから申し述べさせていただきますと思います。

従来の水素はさておきまして、私が今回御提案申し上げます水素は、全く爆発のしない低圧の水素ガスであります。したがって、行政庁の許可なしで設置でき、製造から使用まで、安心して使用、活用できるというふうな水素になります。ただし、消防法の届出は必要だと、

そういうふうな内容でございます。原料は、我々ふだん使っておる水そのものであります。したがってCO₂一切出ません。天然鉱石、触媒と申しますか、これは特殊な鉱石だとは思いますが、これと水が接触して数秒で大量の水素を発生するというふうに報道がなされております。水素を生成するときに、副産物として重水素なるものがとれるようであります。この重水素は、将来核融合発電所の燃料ともなるようでございます。しかも従来の水素よりかなり値段が安い。水素には純度というものがありまして、医療用半導体製造用の使用可能な高水準の水素というふうになっております。これが我が国の水素事情であります。この水素を使った発電所が富士吉田市内で4月6日から稼働を開始したということでございますので、どうか、担当課、担当部署におかれましては、これを先進の事例として、もし可能であれば、我が町でも取組を考えていただけたらいかかと、このように考えております。

さらに提案を申し上げますが、現地調査を含むあるいは有識者の検討会などをぜひとも開いていただきまして、この誘致に係る是非を、町長の御判断の材料として、ぜひ御検討をいただきたい、このように考えておる次第であります。その辺について御所見をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたけれども、前に拝見させていただいたんですが、水素ステーションは非常に危険ということがございまして、厳重な警戒のもとで水素ステーションの運営がなされていたということですが、今現在、高橋議員のおっしゃるように、そういった危険性等含めてですね、そうでもないということでもありますので、そこら辺は検討するのはやぶさかではないというふうに思っております。

基本的に水素でもいろいろありますが、グリーン水素というのは二酸化炭素を排出をしないということになっておりますので、そういった様々な水素の中でも、自然環境に影響を及ぼさない、そういった水素というものについての追求というか探究をするということは非常に有意義なのかなというふうに思っております。

いずれにしましても、何も見ないでいいの悪いのということではなくて、やっぱりそういった先進の施設については、しっかりと担当課を含めてですね、視察をしながら、その辺の検討はしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋尚勝君。

○3番（高橋尚勝君） ありがとうございます。私からあえて申すまでもなく、エネルギー政策はすべからず国策が前提となるわけではありますが、町長おっしゃったとおり、地球環境問題、特に地球温暖化等に鑑みまして、この脱炭素カーボンニュートラルこそ喫緊な課題となつて

おりまして、自治体はもちろん民間企業もしかりであります。真剣に取り組んでいくというふうな昨今の状況になっておるわけでありまして。しかも先ほど事例として申し上げました水素は、国内にある山本泰弘さんという方が、私も何度かお会いしましたが、尊敬のできるすばらしい発明家であります。ぜひ、その辺の実情を、現地等に出向いていただきまして、よくよく検討をされまして、導入並びに誘致に向けた行動を起こしていただきたい、このように考えるわけでありまして。いくら私の口からいいの優れているのと力説をしても、なかなか信じるというわけにはこの場ではいかないとは思いますが。ですので、時間を要していただいて後悔のない判断をされまして、調査、検討をぜひお願いをしたいと思っております。重ねて、その辺の確認をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、化石燃料につきましては日本はほぼ全て輸入に頼っておると、非常に不安定な状況であります。とりわけ今回のウクライナの侵攻の問題を含めてですね、エネルギーの大変な不安定化というのが一層拍車がかかっているということもございますので、そういう観点から考えた際に、日本でつくれるエネルギーということになりますと、これはある意味安定的な供給ができるという成果につながっていくと思っておりますので、そこは我々も重要性ということについては、高橋議員のお話ではなくても、十二分認識はしてございますので。ただ、先ほど言いましたように、この場所でやるやらないということじゃなくて、調査はまずしっかり最初はやりましょうということ考えさせていただきたいというふうに思います。

もしなんでしたら、環境対策課長からも一言答弁をさせますのでよろしく申し上げます、担当課長になりますので。

○議長（星 喜美男君） 環境対策課長。

○環境対策課長（大森隆市君） ただいまお話を聞かせていただきまして、CO₂を全く出さないという、熱源がなくて鉱石でということなので、かなり進んだ技術なのかなというふうに拝聴させていただきました。将来的に、この町のみならず、宮城県、全国という形で、CO₂削減、2050年カーボンニュートラル、2030年48%を削減というような国の施策の中で、何となくエネルギーミックスの中で水素の割合を増やすという国策は私も賛同するところがございますので、ぜひ情報がございましたら、担当部署ということで今町長おっしゃられましたので、情報をいただきながら、検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 高橋尚勝君。

○3番（高橋尚勝君） 実はですね、私が本当にこの水素に期待しているのは、電気発電ではないんです。電気は電力さんのほうにお任せをしていいというふうに考えております。安心安全で安定した電力の供給はこれからも電力さんだというふうな認識であります。原発は先ほど申し上げましたように、核融合発電に使用される重水素がこの水素発生装置からも取れるということでございますので、将来は核融合発電、要するに核爆発じゃなく融合といまして、核が中心に集まる現象でエネルギーを放出するというふうな内容でございます。ですから、環境とか人体に影響のない高濃度の放射線を排出しない発電方法らしいのですが、この核融合発電に、ぜひとも電力さんのほうでは取り組んでいただければなというふうな思いもございます。

そういう中で、一体私はこの水素に何を期待するかといえばですね、漁船の燃料であります。既に車は水素燃料で走っています。いずれ漁船も水素で走ることは間違いありません。そのエンジンが出回ったとき、燃料の水素がないでは済まないと思います。南三陸町は漁業の町といわれて久しいわけですが、しけの中命がけで魚を捕ってきて、朝から晩まで働きずくめの漁師たちであります。それでも生活が楽になったとは聞きません。それどころか船を手放し町を離れるという寂しい現状も一部ではあるようであります。後継者もない方も出ています。私はせめても、安くて性能のいい燃料があれば助かるのではないかという思いで、今発言をさせていただいているのであります。南三陸が全国に先駆けて水素を提供し船が動いたら、どれだけ漁師たちは喜ぶだろう、そんな気持ちをお願いをしておるわけであります。笑顔で水揚げする姿を一刻も早く見たいという思いであります。そしていずれ余裕も生まれてきて働く仲間が増えてきたら、私は大漁旗を掲げ大漁祭りをしてみたいという大きな希望を持っております。水素と海への感謝の祭りです。踊りはきつと阿波踊り、水素踊りというイメージでございます。

いうまでもなく、水素の持つエネルギーの本質は、敬愛であり感謝であり優しさ思いやりといったような、我々にとって大事なありがたいエネルギー体であります。ある町において最近、コロナ感染者が発生していない町があるようであります。南三陸町であります。私はきつと、水素のような波動でこの町が覆われているというふうに想像をしておるところでございます。また水素は、一人一人の心から発生するものでもあります。先ほど申し上げた感情のもたらす究極の物質なのであります。ウクライナ、ロシアがこの水素で覆われることを念じてやまないなのであります。

本日は報道関係者もおられると思います。南三陸町のこのような感情、思いを、報道の担当

者の方として読者に活字としてお届けされるように、私からお願いを申し上げます。この水素は、農林業や商工業にも恵みをもたらすと信じています。地球上の生態系にも恩恵をもたらすことでしょう。

最後になります。本日この私の一般質問をお許しいただいた星議長、質問のサポートをしていただきました男澤議会局長、そして最後まで御清聴くださいました全ての皆さんに心から感謝を申し上げながら、早いですか、一般質問を終わらせていただきます。以上。

○議長（星 喜美男君） 以上で、高橋尚勝君の一般質問を終わります。

次に、通告5番、及川幸子君、質問件名1、子どもたちを取巻く環境について、2、観光振興と道路整備について、3、ハマレ南側広場について、以上3件について、及川幸子君の登壇、発言を許します。8番及川幸子君。

〔8番 及川幸子君 登壇〕

○8番（及川幸子君） 8番及川幸子です。前者の質問を聞いて、私の質問はちょっと生活じみたものなので質問しづらいんですけども、頑張ります。

一般質問の前に、ロシアとウクライナの侵略戦争に巻き込まれ犠牲となられた方々に心から哀悼の誠をささげます。

それでは、ただいま議長の許可をいただきましたので、これより一般質問をさせていただきます。

3件のうち1件目、子供たちを取り巻く環境について、町長、教育長に伺います。

1点目、小中学校児童生徒の通学路は各家庭に周知されているのか、また、通学路の確認を学校と教育委員会は共有されているのかお伺いいたします。

2つ目、不登校児童生徒が震災後増えているようですが、その要因の分析を行っているのか、また、結果を伺います。

3つ目、道徳の授業はどの程度実施されているのか伺います。

4点目、学校、保育所等の食物アレルギーの児童生徒数を伺います。

以上4点について、登壇よりの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは及川幸子議員の1件目の御質問であります子供たちを取り巻く環境についてお答えをさせていただきますが、私から4点目の保育所等の食物アレルギーの児童数についてお答えをさせていただきます。保育所等における食物アレルギーの児童数は、町立の保育所、こども園で12名、民間の保育施設で3名、計15名であります。児童全体の

5.3%の割合ということになっております。

1点目から3点目までにつきましては、教育長より答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） おはようございます。

それでは、私からまず御質問の1点目小中学校を児童生徒の通学路は各家庭に周知されているか、また通学路の確認を学校と教育委員会は共有しているのかについてお答えいたします。

通学路は児童生徒の安全を第一に考え、学校が学校周辺の安全と思われる道路を保護者とともに決定するものですので、保護者の皆様には承知いただいております。また、通学路点検を実施する際に、各校の通学路における危険箇所の洗い出しを行いますので、教育委員会と各校の間で通学路を共有しております。今後も各校と通学路に関する情報共有を図りながら、子供たちが毎日安心して登下校できるよう努めてまいります。

次に、2点目の御質問、不登校児童生徒が震災後増えているようだが、その要因の分析を行っているかについてお答えいたします。

県が実施している長期欠席状況調査から、不登校のきっかけは、小学校で気力が湧かないや、親子のかかわり方、不安などの情緒不安定が多く、中学校では気力が湧かないや、友人関係をめぐるトラブル、学業の不振が多いという結果となっております。また、不登校の状況が続くことにより、要因が変化してまいります。その継続要因としては、小中学校ともに、家庭の状況、生活習慣の乱れ、登校に不安があるが多くなってまいります。なお、気力が湧かないや退学傾向など勉強から離れている状況にある子供たちも多く、南三陸町におきましても同様の傾向が見られております。一人一人が様々な要因で不登校になり、継続していることから、各校と不登校児童生徒の状況を随時共有し、個に応じた解決策を講じてまいりたいと考えております。

次に、3点目の御質問、道徳の授業はどの程度実施されているのかについてお答えいたします。

平成29年に告示された新学習指導要領では、特別の教科道徳と改められ、小学校は平成30年度から、中学校は平成31年度から全面实施となりました。各小中学校において、標準授業時数等を踏まえ、学校の教育課程全体のバランスを図りながら、児童生徒、学校、地域の実態等を考慮し、計画的に授業を進めておるところでございます。

次に、4点目の御質問、学校食物アレルギーの児童生徒数についてであります。今年度学校給食センターでアレルギー対応食を提供している児童生徒数は、小学生12名、中学生6

名、計18名であり、全体の2.6%の割合となっております。

私からは以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、これから細部について掘り下げていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。メモが追いつかず聞き逃した部分もあるので、その点は御了承願います。再度聞く可能性もあると思っております。

まず1点目ですね、現在災害復旧が収束しつつある中で、港地区国道周辺が工事中であります。今はバス通学ですが、来年からは通学路を利用されると思っておりますが、国道の歩道が通学路になるのかどうか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） お答えいたします。

先ほどもお話をいたしました、学校までの道順というのは様々な道路がございますので、保護者の方々と学校の中で安全と思われる道路を歩いてまいりますので、決定についてはその段階に応じて決めることとなりますが、通常は歩道があるとか比較的道路が広くて安全に通れる場所となりますので、現在のところは国道というところも通学路になる可能性は高いと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 現在ですね、国道に街灯がないということであそこ港地区のBRTの駅から大分浜の子供たちが通学している通学路として、国道の歩道を自転車などで通学しているわけですが、その港駅から柘沢に通う高校生も街灯がなくて不便を来しております。気仙沼国道維持出張所に確認したら、町のほうで設置するようなんですということで、国道は設置しないということをおっしゃいました。来年からは港の生徒の自力走行となりますので、その点どのように考えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 通学路全体もそうなんですけれども、やはり議員御指摘のとおり、防犯灯であったり街灯等がもう少しあればなというところの御指摘を頂戴しておりますので、関連団体さん等にもお話をしながら、随時つけていただくことにしていきたいと思っております。また、距離的に徒歩の通学であったり、自転車による通学、さらにはBRTの通学等も可能となっておりますので、その方法などで、その中で安全と思われる方法を用いて登下校をしていただくということになると思っております。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 議員お尋ねの街灯というお話なのですが、恐らく防犯灯という位置づけのものなのかなということで、担当課である私のほうから答弁させていただきたいと思います。

防犯灯の設置につきましては、基本的には地域内におかれましては地域での役割分担で設置をさせていただいております。それに電気料を町のほうで補助すると、設置費用も含めてですが、補助する制度を持っております。ただ地域地域から外れた部分の通学路等につきましては、通学路点検等、教育委員会などと一緒に立ち会いながら、必要な部分につきましては町として防犯灯を整備しておりますので、そういった中で御指摘がある部分については対応していきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 国道なので地域でと言われても、多分あそこは距離があって地域からちょっと遠のいてる部分だと認識しますので、その点については担当課として今後防犯灯設置に全力で向き合っていたきたいと思います。

その次に、伊里前上地区の通学路については護岸整備で道路が大きく変わりました。住民の要望は、お寺さんに行く道だけでも残してほしいと言われ、工事さなかでも心配のあまりにこの議場で議論したことも覚えております。今は護岸の上に車止めがあり、自転車走行がままならない状況であります。通学路はどのようになるのか、再度お伺いたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） これも先ほどお話をしたとおり、道路確定の段階で保護者そして学校が登下校のときに安全と思われる部分の道路が通学路となりますので、子供たちが安全に登下校するところが通学路でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今まで通学路とあったところが変わってしまったということです。だから、あそこの伊里前の子供、学校に来る子供たち、高区から来る子供たちはどこを通ってくるのか、その辺把握してるのであれば、お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 場所によって乗り合いバスとかスクールバス等を活用しているんですけども、その場所については、現在スクールバス等で通学をしているというところがございますので、今後スクールバス等が終了となりますと、乗り合いバスあるいは徒歩通学、自

転車通学というふうになりますので、そのこのところの細かな通学路は、何度もお話をいたしますけども、学校と保護者等でお話しをしていただくということになっております。この部分については、今後学校さんともお話しをしてどの部分を通学路とするかについては、確認をしていきたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今はスクールバスということなんですけれども、もう今年でスクールバスも終わって来年から自力でということになります。そうすると小学生だけでなく中学生も高区の子供たちは、自転車通学になるはずなんです。そうした場合、今からと言っていると、なかなか今年もね、年度が入って来年のことですから、ちゃんと、もうとっくに保護者の方たちと共有しなきゃならないことのはずなんですけれども。あの路線がもう使えないということが承知していると思われましても、その辺は、保護者の方たちにどの辺まで周知しているのか。今後、護岸の上を通れない、人も通れない、車止めで通れない状況であります。その辺は、当時の地区の住民の声がどれだけ反映されていたのか、その辺は教育委員会だけでなく、担当課建設課のこともありますけれども、その話の実現できなかったということの、私は解するんですけれども、そういうことなのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 当該路線につきましては、伊里前支線ということで車は通れませんが、歩行者専用道路として町道の認定をさせていただきます。整備の方針等につきましては、地区の方々からの要望等もあったのも承知をさせていただきますが、防潮堤等の整備をされました宮城県さんにおかれましても、地区の御意見をできる限り反映していただいて現状のような形となっていると。議員現地で御覧になってお分かりいただけると思うんですが、一番のネックというわけではないんですが、なかなかBRTであったり、あとは国道45号線であったりということで、なかなかその高さのクリアランス、あとは道路の平坦性、目的がそもそも防潮堤ということでございますので、現在のような形状となったものでございます。先ほど車止めがあって通れないということのお話でしたが、あくまでそこは歩行者専用道路という位置づけでございますので、車は入れないように車止めをしておくと、歩行者の方はお通りをいただけると。それに県のほうも賛同いただきまして、防護柵ですか、歩行者が通るという前提のもとに防護柵をつけていただいておりますという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは当時の地元住民の要望、お寺さんに行くような道路は残してい

くということについては、ただいまの課長のお考えですと、歩ける道路はつけたと、そして町道としてそこに残している、そういう考えでよろしいでしょうか。再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ありません、御質問の意味がちよっといまいち理解できていない部分があるかと思いますが、過去の議会での御質問でも御説明したとおり、地区の方々の一定の同意をいただいて今の形状になっているということでございます。当時はですね、葬列等々をくむのに車を通れるようにしてほしいという地区の要望があったのは承知をしております。ただ、ですからそういった場合にはですね、許可等々必要ということにはなりますが、一時的に車止め等々をとって車両を必要に応じて通すことは可能かなというふうには考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 許可まで取ってそこを歩かせる。それって道路認定に、先ほど道路認定にしているというんですけれども、そういう道路ってあるんでしょうか。許可取って歩かないということ。そこもう一度お願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども申し上げましたとおり、歩行者専用道路としての町道認定でございます、車道としての認定ではございませんので、車を通す際、県の管理用車両等は別といたしまして、一般の方とか何かあった際に、車をどうしても通したいというときには、当然ながら交通管理者等々の許可が必要となりますので、その点を申し上げたことでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 大変恐縮なんですけれども、今車止めがありますけれども、例えば歩く、自転車、そういう人たちがいるわけなんですけれども、車止めはずっとやっておくのか、今後ですね、あの形だととても歩くことも自転車も通れないという考えになるわけなんですけれども。ですから今は通ってる人もないわけなんですけれども。この震災で、不便を来しているのが地元の人たちなんです。新しく道路ができていい人もいます、便利になったこともあります。しかしその反面、不便になって困ってる人たち、今言う通学路の問題、それにまで影響していますけれども、そういうことになっているということの解釈でよろしいのか。護岸が使われていないということに対して、目的が果たされていないということなんですけれども、そういうところをどのようにお考えなのかお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 目的が果たされていないというお話でございますが、御利用になる方が少ないというだけのお話かと思えます。車止めは先ほども申し上げましたとおり、歩行者専用道としての位置づけでございますので、車両が誤って進入しないように整備しておるものでございまして、歩行者、自転車は、車止めのサイドとか間から通行はできますので、その辺は議員も現地を見て十分御承知のことと思えますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ガードレールが全部ついていません。そうした中で自転車、車止めがあると自転車も通れないというような現実があります。護岸ですから、両方にガードレールがないと大変危険な状態です。だからそういうところを町道に、先ほど町道に認定してると言いますがけれども、そういうところも町道に認定なるのか、その辺再度お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 先ほども御説明申し上げましたとおり、転落防止柵ということで、安全策は県のほうにおいて対処していただいておりますので、十分安全は確保されているものというふうに認識はしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 震災前高地区の人たちはほとんどの方が、お寺前の町道弘川町向線を利用されておりました。災害復旧で思わぬところに道路が開通し、便利になった人たちもいますけれども、地域住民にとっては不便な状況下で生活を強いられております。このことが通学路まで影響して弊害になっていると私は感じております。生徒が少なくなっているのに、我慢してくださいと言えるのでしょうか。住民の要望がかなえられないまま復興が終わり、地域としては非常に残念でなりません。再度確認しますけれども、あそこは町道認定先ほど言いました、町道として認定されていることについてもう一度確認します。町道になっているのでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） はい、先の議会でも町道認定の議案を提出をさせていただきました、議決をいただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 町道だということです。管理としては、県の工事なんですけれども、町道なので町管理という解釈でよろしいでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 通行としては町の管理ということになりますが、防潮堤を管理を、通路を兼ねた兼用堤ということでございますので、何というのでしょうか、管理の部分については、そういった部分で町の部分、県の部分というところで分かれるところがございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 管理が分かれるということですから、万が一あの路線で事故等何かあったら、どちらの責任になるのか。その辺分かっている範囲でお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変申し訳ございません、どういう事故を想定なさっているのかちょっと分かりませんのでお答えのしようがないのですが、通行上で何か瑕疵があって事故という場合であれば当然これ町、あとは防潮堤の天端ということもありますので、何らかの自然現象等々で天端のちょっと起伏、断層ができたとか、そういった部分になりますと、県と町のほうで相互に協議をした上で対応するということになるかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 分かりました。

では、次に移らせていただきます。

落沢線ですね、通学路やグリーンロードにつながる大事な生活道路です。昨日同僚議員の質問にもありましたけれども、地区民は震災前から計画路線に入っていたと話していました、これ落沢線ですよ。さらに、地権者は用地の同意も役場に届けたと言っておりますけれども、これ大変恐縮ですけれども、受け取ってそういう行為がなされてあったのかどうか確認したいと思っておりますけれども。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 大変恐縮でございます、震災等々で、震災前の話であれば書類等が流出をしております、私もちょっと今年で3年目ということでございますが、もしそういうことであれば、課のほうで確認をさせていただきたいと思えます。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、子供たちを取り巻く環境で通学路のことであなたは今質問しているんですから、その辺は外れていかないようにお願いします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここをなぜ聞くかという、通学路になる可能性がある道路なんです。落沢線、震災のときあの道路で津波が止まったんですね。工事車両が往来して路肩が崩れて、今はとてもひどい状況です。あそこ通学路になったときは事故が想定されるので、心配なの

で今聞いているわけですがけれども、非常にあの路線高区から来て石泉線につながる唯一の道路でございます。そんなものですから今、通学路になりうる、お寺前のほうの道路が危険で通れないという状況なので、将来的にそういうつながりも出てくるので今聞いているんです。今後どのように、通学路として想定されますけれども、そういう考えがあるのかなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 通学路、何度もお話をさせていただきますが、様々な道順で学校に通学をしていく中で、どの道が比較的安全な道路なのかを保護者と確認をしていき、さらには要望として、この道路にこういう危険があるのでこういったところを直していただきたいなどの要望などを、教育委員会のほうでも聞き取っているところでございますが、通学路になるかどうかについては、今後学校と保護者さんとの話を通して通学路ということになっていくものと思っておりますので、あえて危険な道路を歩くというようなところではないと思います。近い道が通学路になるというようなところではなくて、安全と思われる道を通学路と認定してっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今お寺前の道路がそういう護岸の上なので安全性は担保できないと思いますので、次に考えられるのが、今言ってる落沢線なんです、高区のほうから来て団地のほうに上がっていく最短距離の、そうした場合、地元の人たちは用地の協力に対して同意書を出していますよと、それも震災後なんです。それが分からないでいるという課長の答弁でしたけれども、ここを津波が来ているので、私としてはその道路が災害復旧に格上げして整備できなかったのかなということをお伺いします。とてもあの道路、高区の人たちが学校に通うのになくてならない道路になると思うんです、今後。あと道路というのはいないんですから、そういうことをお伺いします。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 昨日の一般質問でも御説明をさせていただきましたが、あそこの路線を何とか補助事業等々を導入して整備をするということで、過去にちょっと検討、あとはいろいろな対応した経緯があったというのは聞いてございますが、残念ながら整わず整備に至っていないというような状況でございますし、先ほど来、河川堤防のほうですね、歩行者専用通路は危ない危ないというお話でございますが、一定の安全性は保たれているものというふうに意識をしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは大変再三恐縮ですけれども、震災後地権者の人たちの同意書が出されているようですので、それを今後確認していただきたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 同意書が提出されているかどうかの確認はさせていただきます。それとまた、地区の御希望というものは承知はしてございますが、それと整備するしないというのはまた別な問題というところもございますので、その辺は御承知をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、次の2つ目の不登校児童生徒が震災後増えているようですが、その要因を分析しているのかどうかということで掘り下げたいと思います。

先ほどの人数ですね、いろいろな要因があるということで、一番目は気力が湧かないと、家庭的な問題もある。それから小学校からの不登校が多いということなんですけれども、小学校の人数、それと不登校の人数、再確認いたしますのでお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 不登校の人数につきましては、これまでも議会等でお話をしており、非常にナイーブな問題でございますので、各学校何人となると特定されることとなりますので、人数のほうについては、公表につきましては御容赦いただきたいと思っております。

○8番（及川幸子君） 全体で、大体このぐらいということで、合わせて。

○教育長（齊藤 明君） 合わせて、はい、全体につきましては、これは全国平均からやや人数的には多いという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 以前も聞きましたけれどもやっぱり平均よりもこの町は多いということ、増えているということを確認しました。今、スクールカウンセラーの配置、不登校対策、どの程度の環境がこのスクールカウンセラーの人たちもいる中で、どの程度の環境の変化があったのか、その人たちを導入することによって、どの程度不登校の人たちが減っているのか、また変わりがないのか、その結果はどうだったのかをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） スクールカウンセラー等、県のほうからも大分配置をいただいております。現在のところでございますが、総数延べの回数となりますと228回の回数、スクールカウンセラーさんがおいでになっておりますので、学校が授業日はほぼ200日でございますので、毎日どちらかの学校にはスクールカウンセラーさんが配置されているというような状況でございます。こういった手厚くスクールカウンセラーさんが配置されているというのは、もちろん震災等による影響であったり、さらには事実として不登校の子供たちも平均よりも若干多いという状況でございますので、対応していただいております。スクールカウンセラーさんというのは、学校の先生とは全く違う立場でございますので、子供たちが先生ではなく別な人に相談したいという気持ちがあれば、スクールカウンセラーということになりますし、また親御さんのほうでも、先生には聞かれないけれども、カウンセラーさんだったら胸の内を聞かせたいということで相談などにもっております。

状況については、ここ数年は、少なくなってきたかなと思ったら、ここ去年、今年と、人数が増える傾向にある、これは南三陸町のみならずほかの学校もそうですけれども、小学校の不登校の子供は増える傾向にございます。そして中学校につきましては、確実に人数が減ってきている状況でございます。あとは、新規の不登校の子供たちをできるだけ増やさないというか生じさせないような工夫が今後必要だと思いますが、現在のところは、小学校の不登校が増えてきているということと、中学生の不登校が減ってきているという状況が見られるというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は11時15分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時14分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 小学校で入学当初から不登校のお子さんがあると聞いておりますけれども、御存じでしょうか。このまま不登校で大人になっていくことは、本人、家族、周りも大変つらい状況かと思われま。最重要課題と認識しますので、早急に対策を講じられたいので、その辺について伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 今、議員お話ししたとおりだと思います。やっぱり小学校の初期の段

階から不登校傾向のお子さんもいらっしゃいます。これからの将来のことを考えると、小学校・中学校と学ぶべきところでなかなか学びが進まないということは、その子にとって、小学校・中学校時代だけではなくて、その後の将来にも関わる問題ですので、不登校のところに つきましても、最重要課題だというふうに思っておりますので、取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 次に3点目ですね、道徳の授業のカリキュラムの内容と、月の時間数を簡単にお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） この授業時間数というのは、小学校から中学校まで35時間と定められております。小学校1年生につきましても34時間というふうに1時間少ないんですけれども、35時間を各学校適切に指導しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1年間で34時間という解釈でよろしいでしょうか。（「はい」の声あり）1年間でですね。かなりの道徳の時間があるのかなと思われましても、私たちの時代は教科と同じぐらいの道徳時間がありました。現在は少ないのかなと思いましたがけれども、今お伺いしたら、1年間で34時間ということになると、少ないわけでもないで安心しました。自立した人間を育てるためにも、この道徳の時間というのが必要と私は思っております。文科省の時間数はあると思えますけれども、これでいいとか今後こうすべきだという教育長の個人的な考えがあればお伺いしたいんですけれども、道徳の時間に対してです。お伺いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 道徳というのは先ほどもお話がありましたけれども、学習指導要領が変わりまして、特別の教科道徳と、教科の道徳というふうになりました。つまり、変わった要因、なぜ今まで道徳の時間から教科道徳になったかということ、全国的にいじめの人数が多い、さらには残念なことに道徳の時間の中身がまだまだ不十分なところがあるのでしっかりとという意味合いを込めて、教科道徳というふうになりました。教科道徳というところにつきましても、今後は、道徳性を養うために、子供たちに道徳的な行為、価値項目がありますがこの価値項目を、実践意欲を高め判断力を高めていながら、道徳性を高めていくことは非常に大切だと思っております。方法とすると、これまで以上に議論をする道徳でござい

ます。自分の考えをしっかりと伝える。友達は友達の考えをしっかりと伝える。そういった意見の違いをお互いに述べることを通して、では、社会の中でどういった道德性が必要なのかということを知りていく道德の教科となりましたので、今後とも道德の時間にしっかりと子供同士を議論させ、道德性を高めていきたいと思っております、これは道德は、私はとても重要な教科だと思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今後とも御尽力されることを御期待いたします。

それでは次、4点目、学校、保育所等の食物アレルギーの児童生徒数について、先ほどですね、保育所等が15名で学校は18名とお伺いしました。昔はアレルギーというものがなかったと私記憶してはいますが、時代の変化とともに食物アレルギーのお子さんが多くなりました。要因は様々ですが、私は、現代社会は添加物の取り過ぎもあるのでないかなと思われるんです。なぜならば、買うもの全てにおいて添加物が入っているからです。このことについて、担当課、教育委員会さん、保健福祉課になるんでしょうかね、どの課になるか分からないんですけども、このことについてどのようにお考えなってるかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長

○保健福祉課長（高橋晶子君） ただいまの御質問ですが、アレルギーの原因については様々な要因があるかと思ひます。保健福祉課といたしましては、妊娠時の妊婦さんの食事の指導であったり、それから一番重要なのは離乳食のタイミングでどのような食物を摂取したらいいかとか、アレルギーをどのように防止していったらいいかというようなそういう指導も細かに対応しているところなんです。あとは一番は6か月7か月児健診のときには、離乳食を中心に指導しておりますし、それから子育て支援センターにおいても、離乳食相談という形で随時相談に対応しているような状況であります。一番は基本的な食事というのは昔も今も変わらないと思ひますので、基本に沿った形での指導させていただいているところです。

○8番（及川幸子君） 教育委員会さんのほうも。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私から申し上げるのは、アレルギーの子供たちは確かに人数が増えてきております。学校サイドでは、この人数が増えていったこと自体については、原因というのはあまり議論されないというか、現実的に目の前にいるアレルギーの子供たちに対して、そういったアレルギー食を与えないようにしていき、ひどいところでは本当に命に関わる問題なので、しっかりとアレルギーの子供たちにしっかりと対応するというところに力を入れてい

るところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 保健福祉課のほうでは分かります、そういう指導をしてるということが伺いました。やはり学校でも、アレルギーの子供にアレルギーを起こさない食べ物を提供するんだだけでなくて、やはりそこに行き着くまでのプロセス、どこに原因があってそういう子供が多くなるのかということまで考えて指導すべきでなかろうかなというふうな思いがいたしますので、質問させていただきました。

今ロシアとウクライナが侵略戦争で世界を巻き込んでいます。罪もない子供や住民、病院が破壊され、苛酷な生活を強いられています。何とも心が折れます。ウクライナは小麦の輸出が9割を占めていますが、皆無になっております。輸入穀物、野菜などは、多くの農薬、化学薬品が使用されています。そこで、当町の遊休農地を利用した小麦の作付を奨励して、子供たちを守るためにも、学校給食に地場産品の小麦を使用させるべきと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 遊休農地がたくさんあるのは当然承知しているところなんですけれども、それをですね、要は民間の方が、今の御質問ですと、町の施策として小麦をつくれというふうに町から言って、それで作るというふうな、今質問に捉えたんですけれども、そうは単純にはなりませんので、そこはですね、当然ながら輸入がストップしているので、高くなるというふうなところは認識はしておりますけれども、それをもってすぐというふうなことではないので、今後そういった遊休農地をお持ちの方々が意欲があるかというふうな部分が一番大切なところでございますので、そこはちょっと協議をさせていただくというところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 食物アレルギーの児童を増やさないためにも、地産地消が一番大事と思うんです。地産地消の考えをもう一度伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 地産地消は当然大切ですし、今農協さんとも協議しながら南三陸米の地産地消の取組だったり、あとはネギだったりセリだったりそういった強化作物というふうなところで、重点的に施策を展開しているというふうなところがございますので、引き続き地産地消については重きを置いてですね、対応していくというところがございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 時間がないので、もっと踏み込みたいんですけども、次に移らせていただきます。

それでは、自席より2件目について、観光振興と道路整備について、町長に質問いたします。

1つ目、さんさん商店街付近の連休中の渋滞ですね、昨年との比較したと思いますけれども、その分析結果を伺います。

2点目、田東山にきた車が誤って毎日のように弘川まで入ったことを承知していますでしょうか。また、それに対する今後の対策をどのように考えているかお伺いします。

3点目、県道弘川町向線は非常に狭隘であります。町道坂の貝線につながる道でもあるので、拡幅し、観光振興の観点から、県に整備を要望する考えはないか。

以上3点についてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川議員の2件目の御質問です。観光振興と道路整備ということについて、お答えをさせていただきます。

1点目の御質問、さんさん商店街付近の連休中の渋滞についてお答えをさせていただきますが、連休中の対応については、昨年度もコロナの影響から、遠出より近場を求める仙台圏域からの流れが多く見受けられました。商店街では4万5,000人を超える入れ込みがあったことから、今年度は事前に情報を共有して周辺の臨時駐車場の確保や入り口誘導看板の改善、また商店街のほうで独自に警備員を配備し、連日職員による駐車場整理などの対策を講じ、期間中前年を大きく上回る7万7,500人のお客様に対応をいたしました。来年度も、伝承館を含め新たな道の駅としての入れ込みが見込まれることから、引き続き民間事業者と連携のもと対応してまいりたいというふうに考えております。

次2点目の御質問です。田東山への誘導でございますが、毎年ツツジの開花時期には多くの観光客が訪れていただいております。町にも連日のように問合せが来ております。問合せに対しては観光協会と連携しながら、開花情報に加えアクセス情報についても南三陸観光ポータルサイトや田東山専用のリーフレットで、主要道路から山頂までのルートマップを案内をしているところであります。さらに、議員がおっしゃる県道から田東山への入り口については、田東山入り口の看板も設置し、また県道道路標識にも表示をいただいているところであります。今後も情報発信に努めてまいりたいと思います。

3点目の御質問です。県道弘川町向線の整備要望についてお答えをしますが、県道弘川町向

線の当該区間は、弘川ダムの建設を含む伊里前川の河川改修事業により、その影響範囲は拡幅改良済みとなっておりますが、そこから弘川方面に向かっては現状道幅が狭くなっていることは認識しております。観光振興はもとより地域住民の生活道路としても重要な役割を担う路線であることから、利便性の高い交通の実現に向けて、引き続き整備を要望してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今年は仙台からの流れで4万5,000人、連休中は7万7,500人という入れ込み数でした。その緩和策は、それぞれ駐車場に入れたから、私も当日三陸道を通って、去年もそうだったんですけれども、渋滞だったんです。そういうことを考えると、今年も渋滞が発生したのだなと思っていますけれども、去年の渋滞緩和策について質問したところ、町長は観光地の宿命と話されました。宿命なんだけれども、どの程度緩和されたのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど入れ込み数をお話ししました、去年は4万4,500人と、今年7万7,500人ですので、そういう状況の中で昨年より緩和するということはありません。多分渋滞の距離数は結構長く、私も行きましたけれども、結構長く伸びておりましたので、その分駐車場も1、2、5か所に設置をして、合計で800台を超す駐車場の台数を確保いたしました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 800台の駐車場確保ということでした。去年よりも今年7万7,500人ということで、すごい人数が来たわけなんですけれども、毎年そうすると人数が増えてくると思うんです。そのたびに渋滞が起きてくるわけなんですけれども。

国道45号線と国道398号線が震災前2本志津川市街地をそれぞれの役割のもと、水尻川付近で合流していました。私は、震災復旧土地整備計画で、さんさん商店街付近で国道2本を交流させたことが、毎年渋滞を招いている原因とっております。なぜなら、迂回路がないからだと思っております。2本の国道を有効活用すべきだったのではないのでしょうか。その代わりに渋滞緩和策を考えるべきだと思います。例えば記念公園に車止めを外して駐車場に入れるとか、今年しなかったのかどうなのか、その辺お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 渋滞をすと言ってもですね、及川議員ね、ゴールデンウィークそれか

らお盆、この限られた期間しか渋滞しません。それ以外は普通に道路は流れております。この限られた期間のためにだけ、そういった手当ということよりも、もっと及川議員もあちこち観光地を視察を試みたらいかかなというふうに思います。例えばこの近くで言えば大谷の道の駅、あそこはもう三陸道まで渋滞をします。それから大島に行っても同じです。どうしてもその時期になりますと、どこの観光地もそういう状況になっていくことは、これは、人を集める集客力のある地域にとっては避けて通れないことです。ですから、我々がやるのは、精いっぱい駐車場を確保して、その中で多くの車をとめて、何とか渋滞を少しでも緩和をさせたいということで取り組んでいるわけですので、道路の付け替えがどうのこうのというのは論点が違うと私は思っておりますので、その辺は、この質問の趣旨にのっとった形の中での御質問にお願いしたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは、記念公園の中にも100台も入れる駐車場があるわけですが、これらは今後とも利用するのかしないのか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと趣旨分かりませんが駐車場ですので、これまでもこれからも、当然駐車場として利用するのは、これ当然のことだというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） では、ハザードマップ新しいものが配布されましたけれども、今浸水域が大きく変わったということで、気仙沼市さんなんか報道になっていますけれども、我が町においてはまだ浸水域は載っていません、このハザードマップにも載っていないんですけれども、この付近の道路は昨年の浸水域を聞いた場合、大船までと話されましたけれども、今回のシミュレーションでこの辺の浸水域はどのようになっているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 報道等で御覧いただくとお分かりですが、浸水域は東日本大震災に比較して、全体の面積としては1.2倍になるということです。したがって、さんさん商店街を含めあの地域については浸水をするということでございます。しかしながら、高台移転をした居住地エリアについては浸水はしないということです。ハザードマップほかの町で直したといいますがまだ直してはいませんので、明確にメッシュの検討を今しているというところがございますので、当町においても同様の作業は現在進めているというところであります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 来客の人たちが多く来ております観光客の人たちが、早めにその辺も町民そして観光客にもシミュレーションとして示すべきと思いますが、その辺はいかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき言いましたけれども、正式にどの辺までのメッシュがどのように浸水をするのかということで今作業中ですので、それが分かり次第、観光客も含めて町民の皆さんですねまずは、町民の皆さんにお示しをするということで、それから説明会を開催をさせていただきますので、そこの中で町民の皆さんに周知を図っていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 次に2つ目、田東山に来た人が誤って毎日のように弘川まで入っていったことを御存じでしょうか。確かに先ほど言ったように看板があるんですけども、その看板が高いところにあるので、この看板は県でやったと思われまますのでそのままにして、その下のほうに見える場所ですね、見える場所に看板設置をしたらいかがでしょうか。その辺、どのようにお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 看板ね、御覧のとおりあれだけ大きい看板がついていて（「高いところにあるので」の声あり）いやいや普通は、だって道路の看板って大体みなあの位置にあるので、そこをあえてですね、また違う看板ということ、つけたっけか小さいの（「奥まった方に」の声あり）下のほうに奥まったところについているんです、下のほうにも（「下のほうに」の声あり）あります。ただ確かにね、我々があそこでずっと見張っててね、道間違ったとかと調べることも、なかなかこれはできませんが、ただ観光客の方々からのクレームということについては入っていないんですよ。ここは多分観光客の皆さんもそんなに間違っ困ったということにはなっていないのかなというふうに思います。もしそういうふうになれば、当然連絡等も入ってくると思いますが、そういうの一切入ってごさいませんので、多分及川議員御心配でそういう御質問をしていると思いますが、多分おいでになった方々は、何とかお帰りになってるんだろうなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私1人の心配ではなくて、地域民から、石泉の方、弘川の方、毎日のように間違っ入ってくるよと、石泉まで来ていますということをそっちこっちで聞いている

から、伺うんです。車で来ると視野が狭くなるわけですが、以前の看板だと大きいんですけども高いところにあるので、視野から外れてしまうので見逃して行ってしまう車が多いんです。下のほうに建てたということなんですけれども、それは私は見ていないので、まだ確認済みではないのでこれから確認してみたいと思いますけれども、そういう状況がありましたので、今後PRするときは、そういうところを踏まえて間違いのないようお願いしたいと思います。

この田東山なんですけれども、藤原文化の関りが大きく、今大河ドラマでも頼朝が放映されております。この歴史にも田東山は関係深いものがありまして、観光の目玉にもなりうる山です。観光面でもPRを惜しまずやっていただきたいと思いますけれども、この辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 商工観光課長。

○商工観光課長（宮川 舞君） 御質問のあった件、答弁させていただきます。

最初の田東山の入り口のほうなんですけれども、町長お話申し上げましたとおり、事前に町の観光協会のほうにも確認しましたが、今現在では町観光協会のほうにはそういったクレームが入っておらず、念のため地域の地区の方々にも数名お話伺いました。そうしましたところ、確かにこれまでシーズン中に数件あるところではあるんですけれども、その場合には、地域の方が親切に道の御案内をさせていただいているということで、そういった対応は大変ありがたく思っているところでございます。入り口の見線の看板につきましても、確かに少し奥まったところがございますので、それは利用者の声も聞きながら改善してまいりたいと思います。

そして、藤原文化のということで、確かに今大河ドラマでも非常に話題になっておりますし、町といたしましても、みちのくGOLD浪漫の広域連携のほうにも参画してございますので、まずはですね、金の歴史を語る上で一番重要なのは、それを語る人材の育成かと思っております。今現在町にもそういった指導をしてくださる方いらっしゃいますので、そういった方々にお話を伺いながら、次世代のガイドの育成などに取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 5日の新聞に、海と緑楽しめるコース唐桑のオルレ5月末時点で8,600人を超える人が訪れたと新聞報道されておりました。今やアウトドアがブームなので、田東山のトレッキング、最高の観光になると思います。ただいまの御答弁にありましたGOLD浪

漫ですね、これをもっと広く宣伝すべき、そして力を入れるべきと考えておりますので、今後とも御尽力されますよう特段の御配慮をお願いいたします。

それでは、3点目、県道弘川町向線は非常に狭隘であり、町道坂の貝線につながる道でもあります。観光振興の観点からも県に整備を要望する考えを、先ほどこれからしていくということなんですけれども、具体的に、坂の貝線の入り口が狭いんです、どこに入り口があるのかも分からない、看板がお粗末な矢印だけで地区民も困惑しています。本来ならば震災で全国の皆様が救護物資を運んだ命の道路でもあります。入り口数十メートル拡幅したならば、ひころの里にもつながり相乗効果も期待できると思いますけれども、今後の進捗状況、計画をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御指摘の弘川町向線なんですが、先ほどもちょっとお話ししましたように、地域コラボ事業で一定程度の区間は整備が終わりました。残りの部分については、御指摘のとおり狭隘な部分があるということです。先ほどもお話ししましたが、県のほうに引き続き整備を要望するというお話をしておりますが、残念ながら、宮城県とすれば現状としてはその予定はないという返答をいただいております。したがって、そういう観点から考えた場合に、現実的な選択肢ということで言えば、退避場を作るとか、そういう形の中で交通の利便性を図っていくということが、現実的な問題ではないのかなというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 1つは坂の貝に抜ける入り口なんですけれども、狭隘になって、本当に矢印もこの程度の矢印で、字も見えなくなって探すのも大変なぐらいなので、その辺の整備を今後どのようにしていくのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） あの道路はですね、実は合併後ですかね、あそこの拡幅を検討したことがあるんですよ。ところがあそこ家があるもんですから、あのままではなかなか拡幅が難しいということがあって、いろいろ様々なルートも検討したんですが、非常に多額の財源必要だということで、ちょっとこれは難しいというような話になりました。現状として、多分歌津側から入って弘川から入っていくと右側のほうにうちがあって、左側大きな崖になっているんですね、あそこを崩すのが大変至難の業でございますので、なかなか難しいということで、頓挫したままということになっております。

もう少し詳しくは建設課長のほうから答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 概要につきましては町長のほうからの答弁に含まれてございますが、議員も現地御承知のことと思っておりますが、道路の両サイドにうちが張りついてございます。なおかつ小さい川ではございますが、伊里前川の上流部といたしますか、川もございます。ですからそういった家屋の問題、それと川の問題等々ございまして、町長答弁にもございましたようになかなか多額の費用を要するというところでございまして、実現に至っていないというような状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） その1軒のおうちですね、左側の独り暮らしのおばあさんがおりました。しかし今100歳近く年齢になりまして、施設に入って今は空き家というか、たまに娘さんが登米かどこからか見回りに来る程度の状況になっておりますので、せめてその入り口ばかりも交渉していただいて、そこを広く坂の貝に抜けるんだよというところで入り口ばかりも整備できないものか考えておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（及川幸弘君） 御協力いただければ、隅切り等々をやりたいというのは私どもも常々思っていたところではございますが、先ほど来申し上げているとおり、建物がございませぬ。建物を、人が住んでいてもいなくても動かすとか移動するとか、はたまた解体するというようなことになると、やはり移転補償費というような部分が発生してまいります。それを正確に計算したわけではございませんが、場合によっては、移転するだけでも数千万円とかというケースもございますので、なかなかちょっと今の現状で存置している間については、なかなかそれも難しいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 今独り暮らしの人が施設に入ってそこには入っていない今廃墟寸前になっております、年齢も100歳近いです。亡くならないうちに交渉していただくことが早急でないかなと、亡くなってしまうと大変でございます、何も手をつけられません。そういううちに相続人の方もいらっしゃると思いますので、急いでやったほうがいいのかと思うので今話させていただきましたので、よろしくをお願いします。

次に、落沢線から石泉線に接続する付近に吉野沢団地に抜ける近道があります。旧歌津の廃止焼却場と、現在町の水道の石泉貯水タンクのある場所に通じる道路があります。無論通学

路にもなっていませんが、地区の皆さんはグリーンロードや皿貝、国道に抜ける近道となっておるので毎日利用されています。このことを担当課は御存じかどうか。道路台帳にもその、多分歌津の課長なので、言っている場所が分かると思いますけれども、いかがでしょうか。道路台帳にもないというような状況なんですけれども、この場所を分かっていますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 及川議員、まるで通告外で観光道路でもないんですが、答弁必要ですか。質問変えて。及川幸子君。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そうすると、これは、じゃ、次にします。

今財源がない、道路整備するのに財源がないと言われますけれども、今後ですね、今言った、前から町長が、坂の貝の入り口なんですけれども、当初考えたときがあるというのであれば、今後ともなくなると今言いましたけれども、大変になる、今持ち主が入所して、交渉ができない時期が来ると思いますので、その前に何とか手を打っていただきたいと思います。

次に、時間もないので、次に移らせていただきます。

3件のうち3件目ですね、ハマレ南側広場について。ハマレ南側広場は歌津の中心となる場所であります。公園と広場、店舗等が入るようですが、子供たちが遊ぶ公園の遊具はこれから決めると思いますけれども、どのようなものを考えているのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは3件目ハマレ南側広場についてですが、この広場に設置する子供たちの遊具について、どのようなものにするかはまだ決定しておりません。遊具の選定については今後、歌津地区の地域の代表者や保護者の皆さんを中心に御意見をいただく場を設けて、可能な限り意見を反映させた遊具の選定をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで昼食のための休憩といたします。再開は1時10分といたします。

午前1 1時53分 休憩

午後 1時06分 再開

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

及川幸子君の一般質問を続行いたします。及川幸子君。

○8番（及川幸子君） それでは残っている3問目に移りたいと思います。あと残された時間12

分なので、急いでいきたいと思います。

まずもって先ほどの遊具については、地域の代表者の方にこれから聞いていくということなんですけれども、まずあそこの利用方法として、テナント募集したら1店舗応募があったということで、今私の中ではストップしておりますけれども、そのほかに応募があったのか、それとその店は自前で店舗持つのかテナント方式なのか、その辺をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 募集につきましては、現在1件の応募のみとなっておりまして、引き続きその他の区画について募集をしているという状況でございます。なお、1店申込みあったところでは、御自身で運営されるというふうに聞いてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 自前店舗ということで分かりました。そうすると、応募が1件とありますが、魚竜化石の展示施設も補助事業の申請を上げたようですが、その辺はどのような内容なのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） その補助申請というのがどの補助なのかちょっと分かりかねるんですが、区画として募集をしているものに対しての、現在御応募はございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 魚竜化石やっている人たち、大学の先生とか化石やっている人たちが、5,000万円の国の予算を使って出したということは聞いているんですけれども、町としてはそれは全然聞いていないということなのか、その辺詳しくお願いします。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 以前に、そういう補助制度の御相談を承った経緯はございます。その後ですね、実際にどういった計画で出店するというか、立地されるかということは、そちらの団体さんのほうで検討していただいて、再度その申請が必要な場合には、町としてお手伝いさせていただきますというところでとどまっている状況でございます。なおその土地としての区画の利用については、今もってまだ御応募はないという状況でございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そう遠くない半月ぐらい前かな、申請出したんですかと言ったら、町のほうで出しているみたいですよという話を聞いたんです。だから今確認の意味で聞いたんですけれども。そういうことであれば、また戻って聞いてみますけれども。

次、遊具についてどのようなものを考えているのか、また幅広い年齢層、例えば3歳から高校生まで使えるようなものを考えてほしいと思うんです。石巻の公園には工夫された遊具が幅広い年齢層に使用されていたので、これも併せてお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほども申しましたように、区長さんとか、あるいはPTAの皆さん方にお集まりをいただいて、具体的にどういう遊具がいいのかということを検討していただくということで、今月に2回、来月7月に1回、3回の会議で大体最終的にはまとめていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） はい、分かりました。現在は、オリンピック種目も多様な種目が多くなりましたので、できるだけ子供のうちから多様な遊具で遊ばせることが情操教育にもつながると思いますので、その辺も十分検討していただきたいと思います。ここは田舎で、遊具というとブランコ、滑り台、そういうものがイメージされていますけれども、これから幅広く利用されるものとして、会議のほうに諮るとというのは今説明ありましたが、当局として、もし考えてることがあれば、その辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） さっき何回もお話ししてますように、実際にそれを使う子供たちがどういふものを欲しいのかということ吸い上げながら、遊具の中身を決定していきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 私としては、田舎に住んでるから遊具がないところで生活しているからと、子供たちが夢を追いかける環境は駄目だと思うんです。この町に住んでよかったなと思えるまちづくりを目指してもらいたいというので、その辺を吟味した会議、皆さんからの意見、そういうものをきちんと吸い上げて、子供たちが夢に向かって進んでいけるような環境づくりしてもらいたいと思うから、聞いております。子供の頃遊んだことが大人になっても脳裏に残っています。ぜひ多くの皆さんに利用され喜んでいただける公園にしていきたいと思いますが、一歩でも二歩でも、この会議が実りあるものとして効果を出していきたいと思っております。

もう1点は魚竜化石の関係なんですけれども、あそこに、以前旧町ですと、魚竜館がありました。それが今震災で実現できないで終わってしまっておりますけれども、観光の目玉とし

て、ここは歌津の中心地になるわけですから、魚竜化石の展示場なども今後考えられないものなのか、そういうことをお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 御承知のように、魚竜化石につきましては、歌津総合支所のロビーのほうに全て展示をしておりますので、そちらのほうで、皆さん方には実際に目で見て触れていただきたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） ここは核となる施設だと私は思っております、広場もあり、1店舗ですけれどもお店ができる、そうなるところが観光の誘致となる拠点なのかなと思われまますので、ぜひそういうものを集約して魚竜館などの建設も考えていただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか、その辺。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） まずもって、ここの全体の土地としての基盤を整備する際も、皆様から御意見をいただいております、その後の利活用をどういうふうにしますかということでその基盤の土地となる部分のしつらえをしているということでございますので、今回、その上にですね、具体的に今回は遊具ということでございますが、こういった手法でしていくかということでこれまでも御説明をしているということでございますし、以前の議会でその遊具についても、単にお子様が遊ぶだけではなくて、もしかしたらそれが誘客の1つになるようなものもあつたらいいのではないかと御提案もたしかいただいたというふうに記憶してございますので、そこはですね、隣接する商店街など含めまして、今回そういう意見を頂戴する場を設けますので、広くそういう意見を聞いた上で、今後の利活用につながるようなこともひとつ頭に置きながら進めていきたいなというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） そこでもう1点なんですけれども、今子供たちが室内で遊んでいますけれども、今考えているのは広場、外での遊具なんですけれども。中で、雨とか雪とかそういうとき子供たちが室内で、大きくなっていいんですけれども、例えばボールのようなもの、木のようなもので、中で、二坪、三坪の小スペースでいいですので、雨の日や暑いとき屋内用といいますか、そういうものも考えていただくと、非常に子供たちが親子さんで行って遊べるというような、そういうところも考えていただきたいと思うんですけれども、その辺いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（佐藤宏明君） 歌津地区には平成の森というすばらしいスポーツ施設がございますので、現状としてこの場所に建物を整備して何かをするということは考えてございません。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 立派な建物でなくていいのです、要するにあずまやでもいいんです。中で雨の日雪の日子供たちがちょっとそこで遊べるというような、そういう空間づくりであっていいんです。もちろん建物を建てるとまたお金がかかるので、もしあずまやができるのであればその中の一部にでも置くような、そういうものも考えていただけたらありがたいと思うんですけども、あと1分ですので、その辺の御答弁なお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員の、まず自分の、及川議員個人としての思いでいろいろお話しするのはそれ自由ですが、この場所を整備するに当たりまして、これまで3回にわたって地域の方々に、この場所はどのように整備をすればいいんですかということでの懇談会をこれまで重ねてまいりました。ですから我々は、地域の皆さん方がこういったものを欲しいというものを整備をするということですので、その中に、今及川委員が言うように、建物がというような話は一切ございませんでした。ただし、あずまやの話がありましたが、あずまやは地域の方々も造っていただきたいと。子供たちが遊んでるときに、大人の方々が見守りをする、そういうときにあずまやがあったほうがいいねというふうなお話もありましたので、あずまやはちゃんと整備をします。ですから繰り返しますが、地域の方々が、実際に利用する方々が、この場所をこのように整備をしていただきたいという思いを、ほぼ100%に近い形で受け入れながら整備をします。それと及川議員の思いが違ってもいいかもしれませんが、そこは、我々は、地域の方々を優先してそういった整備内容を決めさせていただいたということです。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○8番（及川幸子君） 以前は、何年か前だと思うんです、設計図面の上で見るのと今着々と進んで地盤ができ上がってくるときのイメージと、やっぱり違うと思うんです。ですから私は今後開かれる会議にかけたいと思いますけれども、その辺も分かっていると、私1人の考えというよりも、広く利用されるものということで私は捉えておりますので。御清聴ありがとうございました。

○議長（星 喜美男君） 以上で、及川幸子君の一般質問を終わります。

次に、通告6番、今野雄紀君、質問件名、原発の処理水海洋放出について、以上1件について

て、今野雄紀君の登壇、発言を許します。10番今野雄紀君。

〔10番 今野雄紀君 登壇〕

○10番（今野雄紀君） 議長の許可をいただきましたので、一般質問させていただきます。

午前中エネルギーについて熱い議論がなされました。世界のエネルギー問題の趨勢が、ロシア、ウクライナ情勢で不安定化している中、原子力発電への見方、在り方も、以前とは違った空気も感じられるようです。なお、昨今石炭などの需要も増えているという動きもあるようです。そのような中で、先月の中頃新聞報道にもあったように、処理水の放出、原子力規制委員会が承認と記事が載りました。経済産業省の専門家の会議で、海洋放出のほか地層への注入、水蒸気での大気放出など5つの案が検討され、海洋放出か水蒸気放出が現実的だとして、最終的に海洋放出に決まったというそういう報道でありました。

いよいよ来年4月にも放出ということが、現実を帯びてきた中で、そこで1点目の質問といたしまして、福島での放出ではありますが、放出によって当町への影響があるのかないのか。もし多少でも影響があるとした場合、水産業及び水産加工業などへの影響をどのように考えているのか伺いたいと思います。

2点目といたしましては、震災から10年以上経過しても、ホヤの賠償等が続いています。風評被害が生じた場合の対応についてどのように考えているのか、2点目として伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、今野議員の御質問です、原発の処理水海洋放出についてお答えをさせていただきます。

1点目の御質問ですが、水産業、水産加工業等への影響についてどのように考えているのかということであります。政府は、御案内のとおり令和3年4月13日東京電力福島第一原子力発電所敷地内の多核種除去設備等処理水いわゆるALPS処理水の処分を海洋放出するなどのALPS処理水の処分に関する基本方針を決定をいたしました。その後、宮城県では、県議会においてALPS処理水を放出することに反対する意見書が2度にわたり採択されるとともに、宮城県漁業協同組合からも海洋放出反対の要望書が提出され、そして、宮城県町村会においても、特別要望書を宮城県知事に提出したところであります。町村会の特別要望書の中では、ALPS処理水の処分方法の継続的な検討を要望しており、放出するトリチウムの量が最小限となるよう、処分方法の開発及び研究に取り組むとともに、海洋放出以外の処分方法も含めて検討するよう強く求めているところであります。本町といたしましても、海

に流さないことを強く要望するものであります。しかし万一、海洋放出することになった場合、御質問のとおり水産業、水産加工等への風評被害が予想されます。実際に、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故では、広範囲に及ぶ放射能汚染や放射性物質の影響を受け、農林水産物をはじめとした風評被害のほか、ホヤの輸出規制など、様々な被害等が生じたところであります。このような風評被害が二度と起こらないよう、国内国外に対し、処分方法と安全性の継続的な情報発信に努めていただきたいというふうに考えております。

次に御質問の2点目、風評被害が生じた場合の対応についてどのように考えているのかということですが、先ほど申し上げましたとおり、まずは風評被害が起こらないよう継続的な情報発信を進めていただきたいと思います。そして、万全の対策を講じても風評被害が発生し生産者や加工業者等に損害が生じる事態となった場合には、地域、賠償期間、業種を限定することなく、被害の実態に応じて十分な賠償が早急に行えるように、国が責任を持って行っていただきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） ただいまの町長の答弁ですと、まだ海洋放出以外を望んでいるというそういう答弁ありましたが、現実には町長そのような形で現在も望んでいるのか、再度確認させていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的な考え方はそういうことです。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 分かりました。そこで、答弁あったんですが、当町への影響ということでした場合に、ある、ない、その部分の確認を再度させていただきたいと思います。（「何のですか」の声あり）当町の水産業及び水産加工業への影響、先ほど答弁いただいたんですけども、もう少し、町長なりの立場での答弁をいただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 実際にまだ放出をしたというわけではございませんので、具体的にどのような被害がということ想定するということは非常に難しいというふうに思います。しかしながら、多分、間違いないのは、風評被害の分については、これは避けて通れないのかなというふうに思ってます。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） では、風評被害について簡単に伺いたいと思います。

こういった原発関係の風評に関しては特に私自身もそうなんですけれども、こういった場面でのやりとりというのは、えてしてやぶ蛇というんですか、風評への足がかりにもなりかねないと思いますので、そのところは慎重に伺っていきたいと思います。そこで風評についてなんですけれども、現在も続いているというホヤに関しては、どのような形で続いているのか、お答えできる範囲で伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当町の場合は、どちらかといいますと、風評の被害が中心でした。御案内のとおり、震災後毎日のように、海で漁獲したものを、放射能測定を毎回繰り返してきたということがございますし、それに対する職員の方々の労力ということについても大変だったというふうに思います。それから、その辺りは輸出規制が、ある意味海外からすれば輸入規制がずっと続いたということもありますので、非常に厳しいそういった水産の状況だったなというふうに、改めて思い返しながら思っておりますが、具体的にホヤの問題につきましては、現在も韓国においては輸入規制ということがかかっておりますので、実はホヤの件についてはこれまでもずっと、多分何十人の国会議員の方に私言ったか分かりませんが、何とかこれの解決をしていただきたいということでお話をずっとしてきましたけれども、様々な政治的な環境とか含めましてですね、大変厳しい状況でございましたので、いまだに輸出ができないということですので、そういう意味において今国内でホヤの消費拡大をしようということと様々な今取組をしていただいております。そういった中で何とか国内でホヤを消費というふうな取組を今ずっと進めているというところでございますので、そういう意味においては大変ずっと風評被害が、いまだに引きずっているというふうに受け止めても間違いないだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 今町長より答弁いただいたホヤもそうなんですけれども、昨今やはりホヤ以外での輸出規制も継続というそういう報道もあります。そういった中でもう少し詳しく伺いたいのは、補償とか賠償に関してはどういった形で成立というんですか、するのか、例えば国とか東電側からの指示といいますか、そちらがイニシアチブをとって行われるのか、それともこういった被害に遭われた方たちの、何ていうのですか、要望なり被害総額で決まるのか、その補償に関するどういった形で決まっていくのか、その過程がもし当局でお分かりでしたら伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 農林水産課長。

○農林水産課長（千葉 啓君） 補償賠償のどういう形で成立かというふうな質問ですけれども、震災後そういう状況になった際には、今もそうなんですけれども、東北6県の各市町村の要望、あとは宮城県への要望、あともう1件あったと思いますけれども、要は町村会が窓口となってそういった各市町村の要望を集約して、それを国だったりに要望して今の制度になっているというふうなところです。ただ今回のですね、風評被害に関しましては、そういった各市町村での要望を承るのもそうなんですけれども、この風評被害に関しては県の知事がトップとなって水産部会等のそういった各水産関係団体も含めた会議の中で要望を取りまとめて、政府に要望、あと東京電力に要望しているというふうな状況です。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 大体分かりました。先月の新聞にも、村井知事も県のほうも海洋放出以外の検討を求めるといふそういう記事が載っていました。それと併せて、そういった補償の件に関しても県が前面に出て対処するといふそういう記事も載っていました。そこで今回一番懸念されるのは、海洋放出自体は北欧のほうでは十何か所でも行われているという中で、以前のホヤですと測定して出て賠償といふそういう形でしたが、今回は安全な基準以下での放出ということで、それに対する風評といふことで、かなり微妙といふか難しい面もあると思うんですけれども、その点に関して、町長なり担当課どのように考えているのか伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分で、知事が考え方をお示しをしているのはですね、宮城県の連携会議というのが、いつだ、去年、おととしかな、私町村会長のときですから、そのときに立ち上げまして、水産関係、農業関係、観光関係、それから市長会、町村会、そういったメンバーで構成をして、そのときに意見交換といふかそれぞれの団体から意見の発表があったのですが、私も発言はさせていただきました。その中で、総意として、やはり放出については好ましくないという意見が大勢を占めました。したがって、知事が放出以外の方法をと考えていただきたいと言っているのは、そういった連携会議の中で出た方々の意見をまとめた形の中で、知事は発言をしているというふうに思っておりますので、知事の本心も多分そういう部分はあるんだろうと推察をするしかないんですが、多分そういう流れで、放出はやめていただきたい。それから先ほども言いましたように、県議会がもう2回も反対決議をしているということも、それも非常に大きいんだろうというふうに私は思っております。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 新聞にも知事の官民連携の先ほど町長答弁あった会議でのそういった発言だったと記憶しています。そこで、こういったことをいくら続けていっても、余りまだ起きていない想定のようなことでのお話ですので、そこで想定の中での質問なんですけれども、例えば、賠償額というのが多分あると思うんですけれども、例えば今まで100万円売上げていたものが風評で50万円にしかならなかったとします。そうして、その補償がテーマの話なんで、これまた30万円補償来て、あと20万円分というところを、全額ということではないんですけれども、そこでその補償との差額分をでき得るならば、町としても、現実問題としてどうなのか分かりませんが、上積みして補償するというそういう考えも必要だと思うんですけれども、そういった点に関しては、想定の中での質問ですが、答弁いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） いやいやそれはね、ここで答弁できませんよ。どういうふうな保障体制になるのか含めてですね、全く分かりません。全く分からないところで町が上乘せするのかというふうな議論は、それはちょっとこの場所ではできないというふうに思いますので、そこはちょっと御理解いただきたいというふうに思います。

ただ1点言わせていただきますが、私もさっき言った連携会議で発言させていただいたのは、その会議には東京電力の方々も出ていました、それから環境省の方々も出ていました、その際私お話ししたのは、これまでの東電の福島の方々に対しての信頼関係が残念ながら構築されていない、もうもちろんどちらかというと、福島の方々には東電に対して不信感を持っているということも言っても過言ではないんですよ、そういった状況の中で、風評被害の補償を東電が前面に立ってやるということについては甚だ私は疑問だという発言をさせていただきました。これはやっぱり国が前面に立って責任を負うべき問題だと、そうでないと被害を受けた方々がやっぱり十分に補償を受けられないという懸念が、私はあるというふうに認識しておりますので、そういう意味では、国が前面に立つべきということのお話は、環境省のほうにはきつく言わせていただきました。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 具体の例えがあれだったんですけれども、再度伺いたいのは、町長の先ほどの答弁で分かったんですけど、やはり、町長の基本的な考えとしてなんですが、我が町は水産業の町ということで、いろんな長期計画、その他で力強くうたっています。そういっ

た基幹産業である漁業水産関係そういったところを十二分に守っていくと言ったらおかしいですけれども、そういった形で、やはり、先ほどの国の補償ということがありましたけれども、そこは、もし交渉をする際は町長上積みする気分で強くといいますか、進めていく必要があると思うんですが、その点再度基本的な考えを伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） この問題はですね、当町一町の問題ではございません。基本的には、こういった処理水の放出によって風評が起きるとというのは、福島も含め茨城も含め宮城も含め、そして岩手も含めて、そういう風評被害が起きるという可能性がある以上は、そういった各県がある意味先頭に立って取り組んでいく、そういう問題だろうと私は思います。したがって、県に対してももちろん町としての意見は言いますが、取りまとめてそれを交渉役になるのは県をおいてほかにはないというふうに私は思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） 折しも、今日、8の日の1時半から漁協関係の人たちが、政府、東電の説明会が現に今この時間に行われているようです。そういった動向も踏まえながらのことなんですけれども、余り深く立ち入っても、先ほど私申したように風評に火をつけるような形になるのも忍びないものですから、そこで伺いたいのは、今回の放出によって、漁業関係者の中でいろんな懸念をしているわけなんですけれども、そこで一番、私関係の方から聞いて、町長にお伝えしたかったのは、風評による海のイメージ、漁業を営んでいこうとしている、せっかく育ちつつある若い後継者の意欲をそぐことがないようにというそういう懸念をしている方が大分多いようです。そこで町長に、海を後継しようとしている若い人たちへの、現段階では想定なかですけれども、でき得るならば安心して続けていっていいんだよというそういうメッセージがありましたら、町長にでき得るならば力強くいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 専門的なね、見地から言わせていただければ、私が専門家じゃないですよ、そういった情報といいますかお聞きしてなんですけど、放出する処理水につきましては、トリチウムですね、これについては人体の影響はないというふうに言われております。ですから、実際にそれが放出されても、そういった直接的に食べても影響はないんですね、問題は何回も言ってるように、そういったものを風評として捉えられるということが、これ水産業だけではないんです。先ほど連携会議の中で私メンバー名前言いましたけど、農業も同じなんです、観光も同じなんです、商工も同じなんです、全部が同様の風評にあうのです。だ

から私は怖いと言っているんです。したがって、この問題については、やはり国としてもしっかりとその辺の責任を持ってもらわないと、全ての産業が非常に厳しい局面に陥ることも懸念をされますので、しっかりと国にはやっていただきたいということだと思います。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういった言葉をいただいたんですけども、それで伺いたいのは、補償について再度伺いたいのは、ちなみに、現在女川の件もあってUPZ圏内ということで線引きがされているようですけども、それで補償に関しても、例えば全県全部が対象になるような形で進めばいいんですけどもそれが、仙台以南とか最悪の場合十三浜からそっちが対象となるというそういう事態に、私ならないかと、そういう懸念というんですか不安もあるもんですから、そこのところは町長、でき得るならば、全県、もしくは対象になるのだったら全県ならないのでも全県、そういった形での、何ていうんですか、これからの動向を見据えていく必要があると思うんですが、そこのところを確認させていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私が明確になかなか言える話じゃないんですけども、多分こういう問題については、基本的には前面に立つのは漁協です、それから農協です。そこは、全ての傘下の組合員、その方々の利益はしっかり担保するもんだと、私はそう思っておりますので、分断をされるということについては、私はあんまり想定はされないのかなというふうに、私の思いですよ、と思います。それから、どうしても震災のときの丸森の苦勞をとくと私聞いているんですよ、丸森は宮城県、すぐ隣の相馬は福島県、その対応が全く違ったということで、丸森の保科町長さんというんですが、この方はあのときは大変苦勞しました。そういう分断があっては私はないというふうには思っています。

○議長（星 喜美男君） 今野雄紀君。

○10番（今野雄紀君） そういった分断のないように、町長これからも取り組んでいていただきたいと思います。

そこで最後になるんですけども、今後こういった海洋放出について、町長、どのような形でというか見守るほかないのか、できる得ることがどのような形であるのか、そういったでき得ること、していかなければいけないことを伺って終わりとさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど言いましたように、連携会議がございます。その中でこれまでも発言をして、次の町村会長の櫻井さんもそちらに入って発言をしています。次の地区会長

の櫻井さんは松島の町長ですから、まさしくあの場所も風評の中では水産、観光という部分に関わりますので、櫻井会長もいろいろ一生懸命いろいろ発言をしておりますから、そういう中で市町村一体になって取り組んでいくべきものだろうというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 以上で、今野雄紀君の一般質問を終わります。

次に、通告7番、菅原辰雄君、質問件名、人事評価制度について、以上1件について、菅原辰雄君の登壇、発言を許します。12番菅原辰雄君。

〔12番 菅原辰雄君 登壇〕

○12番（菅原辰雄君） 12番菅原辰雄は、議長の許可を得たので一般質問を行います。

町長に、人事評価制度について伺うものであります。

さて、私は3月会議の折にも述べましたが、2月24日にロシアがウクライナに侵攻したことで、私たちの生活にも影響が出てくると言いましたが、直接的な影響ばかりではないにしろ多方面に大きな影響が出ている昨今であります。とりわけ多くの国民が改めて思い知らされたのは、国防ではないでしょうか。ロシアのウクライナ侵攻を目の当たりにして、改めて武力行使を行ったのが我が国の北方領土問題の相手国であること。また中国・韓国も相手方の一方的な主張ではありますが、領土問題を抱えており、さらに武装化の進展が著しい北朝鮮など近隣諸国の動向から目が離せない現状を考えるとともに、改めて自国の食料自給率等を考えるなど、これまでの経済性、効率性だけの海外への依存体質を本気になり見直すべきであるものとするものでありますが、これら国策については取りあえず国政を預かる先生方にお任せして、改めて町長に平成27年度に準備中で28年度から導入としていた人事評価制度の運用状況と課題について伺うものであります。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 答弁する前に1点修正をさせていただきます。先ほど今野議員にお話しした中で、連携会議で東電と私環境省と言いましたけれども、東電と経済産業省です。経産省ですので、その辺は御訂正をさせていただきたいというふうに思います。（「分かりました」の声あり）

菅原辰雄議員の御質問、人事評価制度についてお答えをさせていただきます。

地方公共団体における人事評価制度については、平成28年度から制度施行されているところではありますが、本町においては令和2年度より制度運用を開始しているところでもあります。現状としましては、今年度までを試行期間として実施しておりますが、評価結果は、人事管

理上の基礎資料として活用し、令和5年度の評価をもって令和6年度の勤勉手当等への反映を目指しているところであります。

評価に当たっては、職員の職務遂行能力及び勤務実績を客観的に把握することを基本とし、被評価者が設定した目標の達成度をはかる業績評価と、職務上と行動等を通じて顕在化した能力を把握する能力評価、業務に取り組む姿勢等について評価する態度評価による構成としております。また、管理監督者においては、業務進捗管理や職場環境づくりといった環境運営能力評価を加えております。令和4年度は最後の試行期間となるため、評価者を対象としたアンケートを実施し、試行期間中に生じた課題を抽出、整理をした上で、運用しやすいルールへの見直しや納得性の高い評価実施に向けた研修等の機会を設けてまいります。

人事評価制度は単に人物を評価するのではなくて、目標設定などを通して上司のマネジメント能力や部下のコミュニケーション能力の向上など、人材育成につなげていくことや、評価を任用等へ反映させることで職員の士気の向上を図ることが狙いであります。今後は、復興事業の進展や人口減少に伴う組織のスリム化を進めなければならない中で、職員が発揮した能力や意欲を適正に評価できる運用体制を構築することで、多様化する住民ニーズへの対応と質の高い住民サービスを提供できる人材育成を図ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 私からは、教職員の人事評価についてお答えいたします。

宮城県では、市町村立学校職員の人事評価に関する規則に基づき、目標達成度評価と資質能力育成評価で構成する人事評価制度を、平成29年度から導入し、本格運用に至っております。引き続き制度本来の目的であります教職員の能力開発と人材育成、学校組織の活性化を、一人一人の教職員と共有していくことで、学校全体の教育力向上に努めてまいります。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、町長、教育長から答弁をいただきました。平成28年度からということでありましたけれども試行期間はあれして令和2年度からやっていると、まだ実際試行期間といいますけれども、ある程度やっぱり評価、今答弁でちょっと全部がメモできなかったんですけども、能力評価とか実績評価、達成度とかいろいろありますけれども、一番大事なのは、これを評価する側の認識というか、自分たちの能力といたらちょっとあれですけども、それも必要でありますし、評価される側、それとの意見のすり合わせというか、そういうのが非常に大事だと思うんですけども、まだ試験的ということでございますけれど

も、その辺の現状いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 確かに評価する側、評価をされる側、いろいろございますけれども、現状といたしましては、最終的には総務課の人事係のほうに評価シート等がまいますが、ある程度よく人を観察しながら評価に当たっている上司の方もおりますが、やや恣意的な状況での評価というのも見受けられたというのが現状でございます。そういうことも踏まえまして、評価者を対象にした研修なども昨年度実施をしておりますし、今年度もそういった評価する側の研修というものを少し踏んだ上で本格的な運用につなげていきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今の答弁で恣意的なもの、そういうのを総務課長から発言がありましたけれども、これって非常に大きな問題だと思うんです。これはお互いの共通認識ですね、共通認識、評価するほう、評価される側、これもお互いにいろんな、これからまだしっかり、取りあえずしっかりこれは評価制度として、こういう項目こういうこうやりますよ、これについてこうやりますよというそういうのはでき上がって、職員各位、あるいは評価する側、共通認識でしょうか、現段階で。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 当町の人事評価制度につきましては、評価という部分については、最終的には1枚のペーパーにはなりますが、まずはその年度に被評価者が目標設定を上司と相談しながら決めます、その目標設定の達成度等を踏まえて人事評価をするという2つのやり方をとっておりますので、ただお互い共通認識というところは、目標設定については共通認識をいたしております。ただ試行でやっております、最終的な人事評価シートにつきましては、現在試行として取り組んでおりますのは、逆に被評価者に対してフィードバックしていないという状況でございますので、そういったことをしたほうがいいのではないかという職員も中には意見もおりますので、今年度今の課題をアンケート調査などで抽出しながら、制度の本格的運用に向けて取り組んでいきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） フィードバックという今発言ございましたけれども、要は評価した者が評価された人に対して、こういうことでこういう評価だよ、そういう意見書みたいなものと解してよろしいですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 意見書ではなく、人事評価を被評価者に対してフィードバックするという仕組みが今の評価制度にはございませんで、そういった部分が、しっかり評価シートを被評価者に対して公表するといったような仕組みなども、1つの課題なのかなというふうな認識でございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今課題と言われましたけれども、今言ったようなことをちゃんとやって、評価した側が評価された側に対してこういうあれですよということで、説明というかそういう理由をお知らせするというところでよろしいですね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） そういうことも今の試行期間での課題の1つだというふうに捉えていただければなというふうに思います。それと、評価、評価といますが、あくまでも人事評価の目的はですね、人材育成です。そこに重きを置いた取組の方向性で現在も行っているということでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） もちろん目標は人材育成、それでやっぱり町役場でありますので、やっぱり町民の生活をよくして、町民ニーズにすべからく迅速に対応できて、町民が明るく楽しく暮らせるまちづくり、そういうふうになるのが目的だと思います。ただここで1つ心配なのは、多くの職員がいるので、一人一人すべからく100点満点で了解したということでないでしょうけれどもやっぱり個々にいろんなあれがあると思うんですけどもやっぱり、この辺がね、まだ試行期間なので、本格的導入に向けて本当にみんなの意見を吸い上げて、みんなが納得するような形で評価制度、評価シート、これシートはみんなで作っていくのかそれとも、どっかの実際にあってそういうのを参考にするのかその辺はよく分かりませんが、どのような評価シートをつくって、項目は達成とかいろいろありましようけれども、まず、この制度を取り入れることによって、逆に、逆に、職員がやる気をなくしたりするようなことのないように努めていってほしいと思います、その辺いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 評価シートを見て職員がやる気をなくすということはまずないと思います。評価シートそのものは、当町で評価マニュアルというもので評価シートを既に職制に応じて、主事のクラスはこの評価シート、主査クラスはこの評価シート、そういった形で、

その年代に応じた評価シートを策定して、それで同じ物差しの中で評価をしていくというものでございますので、その時々に変えていくというものではございませんで、その職制に応じた評価シートに基づいて、評価を行うというものでございます。どうも人事評価はあくまでも人材育成の1つの手段でございますので、同じ物差しの中で職員を評価するというところで有効的なものでもございますが、最終目的は職員の人材育成ということでございますので、目標設定の段階から上司とコミュニケーションを図りながら政策目標を立て、その目標のクリアに向けて、それぞれがアドバイスあるいは取り組むといった中で育成が図られればという1つの手段だと思っています。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。先ほど総務課長のあれでもって、私の言いたいこととちょっと足りなかったなと感じましたけれども、評価シートをあれして評価をする、それはいいんです、それでする側もされる側も目的とかいろいろ納得して、お互いして、こういう評価だよ、じゃあこの評価について、この辺は若干あなたに対してはこういうところが足りなかったよとかそういう指導もしていくんですか。それを、私はちょっとお聞きしたいんです。

それと、これからいろいろ評価する側の研修とか勉強会とかいろいろやっていくと思うんですけども、お互いがウィン・ウィンになるようなね、この制度を導入してかえって、何回も言いますが、かえって職員がやる気なくなるだとか、評価シート見てやる気なくなるとそういう表現、それは先ほどは、私の言わんとするところじゃないので、適正な評価を公平公正にやって、職員がやる気を出して、100点満点の力を発揮できるような環境については、町としてもいいのかなと思うんですけども、再度その辺。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 人事評価制度全体の概要が多分議員認識のところはやや不足している部分もあると思うんですが、我々、例えば管理職が評価するだけじゃないんです、我々も評価されるの側も視点もあります。ですので、お互い評価をする者もいますし、評価される側、それが全員管理職は評価をする側でもない、される側でもあるんです。そういうことであくまでも、人事評価そのもので、やる気をなくすとかじゃなくて士気を高めていくという1つの手段でもありますので、有効な評価につなげられるように、日々100%というのはなかなかないと思います、見直ししながら進めていきたいなというふうに思います。ただ、評価は先ほども申し上げましたとおり、年度当初まさに今の時期なんですけど、それぞれの被評価者が1年間の目標設定をします。その目標設定を上司と相談しながら目標を立てるのが、ちょ

うど今月の中旬ぐらいまでと、今年度の場合そういうスケジュールで進んでいます。それに向かってどう進んできた、進めていったのかというのを、最終的に評価するのが人事評価でありますので、評価シートで、そこは公正な目でしっかりと評価をする目の持ち方という部分は、今年度も評価者研修という中で同じ目を持てるように、我々職員も努力していくということになろうかと思えます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。再開は2時25分とします。

午後 2時05分 休憩

午後 2時24分 再開

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

菅原辰雄君の一般質問を続行いたします。菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 先ほど来、総務課長からいろいろ御答弁をいただきました。評価する側、例えばここにいる課長の皆さん方もいろんな勉強会、そういうのをして同じ定規で測るようなチェックシートも作成して、いろいろ対応していくと、そういうふうにあれしていろいろ適正な評価をしていただければ、職員もやる気が十分出てくるのかな、そういうふうな感じでおります。

先ほど若干行き違いがあったフィードバックなんですけれども、私それ非常に大事と思っています。職員が納得できるような評価の根拠等を示してやっていくのがフィードバック、そうだと私認識し、そのシートによって、今後の仕事やそれで目標達成のために頑張っていくのか、そんなふうにと考えるとあります。あくまでも、人事評価制度は人材育成ということであります。人材育成、こういうふうにして例えば、チェックシートをして、今言ったようなフィードバックしてやっていく、そうすれば職員の皆さんはこういう点がちょっと努力すべき点だとかいろんなこの辺はああよかったんだなとそういうふうな評価をしていただいたな、そういうふうな思いは、先ほど言ったようにやる気がまた出てくると、そういうふうになります。そこでちょっと振り返りますと、中堅職員が早期に退職した例もあるので、こういう評価制度とか、そういうのがあったら、例えばフィードバックとかいろんなことがあれば、防げたあれも若干あるのかな、そういうふうな感じでおります。特に人事異動なんというのはね、人事係長や町長、副町長、いろんな面でね、多方面から見て適材適所に人事配置していると思うんですけれども、中にはやっぱりそれでもなかなかそれに耐えられなくて休暇をとるといふ、そういう事例もあるかと思うんですけれども、それらの解消にもなる

のかなど。そういうふうな大きな期待を込めているところでもあります。ぜひ、先ほど、そこで内々に話していた、総務課長、自分たちも評価はするけれども、評価もされる側でもあるよ、そういうあれもありました。

そこで、私1つ提案したいのは、今回の人事評価制度は、上司が部下の対象の評価である、いいか悪いかは別として、上司の評価を部下が、職員がそれぞれの上司、それらの評価、これも必要ではないかと思うんです。げすの勘ぐりになるかと思うんですけれども、そうすることによって、例えばその人事評価甘くなるのかな、そんなふうな危惧も若干ありますけれども、そうじゃなくて大局的に言ったら、自分たちが評価する、課長は評価をする、または副町長なりに評価をされる側だ、ただそれと同時に、下のほうから、職員からの評価も非常に大事じゃないのかな、そういうふうに思いますけれども、総務課長いかが考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 前段で、人事異動とか中途退職とかというお話がございましたが、実際人事評価とそれらはまたちょっと視点が別だと思しますので、そこについては実際に人事評価があったから中途退職したということにもなりませんし、人事評価があったから人事異動に影響があったということでは特にはございませんので、そこは明確に否定させていただければなというふうに思います。

それと、上司が部下を評価すると同時に、部下が上司を評価してはどうかというお話でございましたが、確かにそういうことをやっている自治体中にはあろうようには伺ってございます。ただそういう声が今回、または今年度アンケートとりますけれども、声があればそういうのも導入もやぶさかではないのかなと思います。ただ同じ物差しで評価をしていった場合に、お互いキャッチボールするような形で評価をしてしまいますと、本当に適正な評価にそれがつながっていくかどうかというちょっと疑問もあるかと思えます。中には、上司の立場からすれば、いい評価をいただきたいがゆえに、ごますりとかそういったことにもなりかねませんので、それが適正な人事評価につながるかどうかというのは、少し見極めながら、そういう制度についてはですね、見極めながら考えていく必要はあるのかなというふうに思います。中に、全国的にも行っている自治体もあるようには聞いておりますが、その状況がですね、いい方向に行っているのか悪い方向に行っているのかまでちょっと知り得ませんので、いい悪いは特には申し上げませんが、何となく今の評価制度の中に当てはめた場合、人材の育成という部分にそれがつながるものだとは、現時点ではちょっと考えられないのかなというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今、総務課長、人事評価は人事異動には参考にしなさいと言いましたけれども、私はこれするべきじゃないのかな、逆にね、そう思うんですけれども、人事評価ですよ、公平公正の観点に見て適材適所でいくんだから、それで評価の低かった分はこういうところを努力しなさいよと職員に話して、職員のレベルスキルアップをしていくんですから、だったらこれらも含めて人事異動にも参考にしなさいほうが、私としてはちょっと今違和感を覚えたんですけれども、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 直接人事異動には私は影響するものだとは思っていません。昇格・昇任などの任用、あるいは給与等に反映すべきものだというふうに思っています。人事異動につきましては、この人事評価制度とは別に、身上調書というのを毎年度職員から提出をいただいております。その身上調書には、現在の体調の状況、家族の体調といますか、そういった状況、それと異動希望があるかどうか、自分の長所短所、そういったものも含めて書き込むものもございまして、人事異動という観点からすれば、その身上調書に基づいて行っているのは、実際は事実であるというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） ちょっと人事評価制度から外れたらすみませんけれども、私もこれは、身上調書、それはもちろんですけれども、参考にすべきだと思うんです。だったら、余計なこと言うようすけれども、ちょっとこれはそれとして踏まえて捉えていただきたいんですけれども、人事異動の評価というのは何を基準でやるんですか、明確な基準というのはもちろんね、これ、ことわざでいうように羊羹を物差しで測って切るようなこれはないと思うんですけれども、じゃどういふところを基準にこうやっていくのかなとそういうふうな疑念が生じたので。これはね、別に我々どうのこうの話じゃないんで、ただみんなとしてはやっぱり気になるころだと思うんで、あえてお聞きしますけれどもいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） 人事異動をする際に、適材適所とかとそういう言葉もございしますが、当町の場合、身上調書というのを出されております。身上調書の中には先ほども申し上げましたが、家族の状況、例えば子供がどこどこ保育所に行っているの勤務地がその保育所に近い場所に、例えば異動したいという希望とか、そういうものが異動の一つの機にもなっておりますので、人事評価での人事異動ではなくて、身上調書での人事異動という色合い

が当町の場合は運用上濃い状況ではございます。あくまでも人事評価は人材を育成するための手段であるという、前段から申し上げておりますので、人事異動とはまたちょっと視点が違うものだと思います。本人の希望に可能な限り沿うような状況を見極めるのが、その身上調書でございますので、そういうものを参考にして人事異動の1つのツールにしているというものでございます。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） いや、ちょっとね、その辺私ひっかかりますね。身上調書主に、だって、例えば課長に引き上げるときとか、そういういろんな条件あるでしょう、身上調書第一じゃないでしょう。やっぱり、今までやっていなかった、人事評価をやっていなかったんですけども、やっていろんなことを適正に判断するんだから、総合的に判断して、人格とか何か様々こうあっていくと思うんで、ただ、私はメインこれじゃないので、これ以上言えませんけれども、その辺がちょっと引かかるんでね。今、あえて2回もやって議長も許しているので今やっていきますけれども、その辺ちょっといまいち私としてはどうなんだという思いがあります。町長何か言いたそうなのでよろしくをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） とりわけ私がお話しするわけでございませぬけれども、基本的に人事評価制度というのは1つの制度にしかすぎないのです。それが、いかにも菅原議員おっしゃるように、何か万能の制度のようなお話をしておりますが、決してそうではなくて、先ほど来総務課長お話ししてありますように、これは全体の職員の底上げを図っていくということが1つの大きな目的、ですから先ほど言っているように人材の育成というのはそういうところに来ていたんだと思っています。ただ一方ですね、今課長昇格とかという話ですが、基本課長昇格というのは、あれは私の判断です。それは誰の判断でもございませぬので、そこに身上調書が何とかあるいは人事評価制度とかあったって、それはそれ、あくまでもそれはそれなんです。やはり課長職というのは、それなりに人をまとめる力とか、組織をマネジメントする力とか、聞く力とか、あと職員を運用する力とか、そういう総合的な判断をして、課長職に抜てきをするというのが私の仕事でございますから、そこを全て一からげに考えるのはいかなものかなというふうに私は思っています。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。私は何も課長に引き上げるのどうのこうの、そこを問題にしたわけじゃなくて、ある意味基準とかあったらなと思ったら、町長の判断だということ

で、これは納得しました。人事評価制度はうまく活用して人材育成、これはもう重々承知であります。

せっかく通告書を教育長にも出しているのですが、今学校関係のいろいろありましようけれども、昔、特に、特にと言ったら語弊ありますか勤務評定というのはね、どこでどういう形で作成されていたかはよく存じ上げませんが、勤務評定なるものがあるってそれがかなり教育長も、当時教員時代には勤務評定をされた側でもあろうし、したほうでもあろうかと思えますけれども、その辺のいきさつ、当時はどうだったと、そして今の立場として人事評価制度との比較等をありましたらお願いします。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 現在行われている評価制度と以前行われていた評価となんですが、やっぱり一番大きいのは、いわゆる勤勉手当等、あるいは昇給等に関わる評価ということになっていますので、非常に評価する側からすると、重い評価だということについて受け止めております。そのために、管理職となった段階で、初任の管理職については研修会、もちろん教頭になったときも初めての教頭のときも評価者になりますので、この評価のほう、研修会を行うということ、さらに経験の高い校長先生方に対しても、その時期になれば、この人事評価が始まるということで、しっかりと評価をしていくということについて指導していく、本当にこの評価重いものだなと思っております。このしっかりとした評価がやっぱり先生方を育成をしていく、先生方がしっかりとした教育ができるということは、子供たちにとっても益になりますし、保護者にとっても満足する学校につながるものだと思っておりますので、人事評価は大切に進めていきたいと思っておりますし、大切に評価をしております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 今日この頃の話じゃないんですけれども、以前と違って今の先生方は、例えば管理職の方が懇親を深めるために一杯いかが、そういうお誘いをしてにもべもなく断られると、これもう大分前からお話を聞いております。でもやっぱりいろんな面で、組織として動くときにはいろんなそういうコミュニケーションも非常に大事だろうなと思ってます。ただそういう状況で、人の心とかいろんな思いやりとか、そういうのを、相手に対する思いやりなんか非常に大事な職場だと思うんです、子供たちを教育していく身の情操教育という観点からしても、そういう風潮だったのが、今も多分ね、そうであろうかと思えますし、今自宅から車で通勤だから懇親会とかでなかなか簡単にはいかないんでしょうけれども、そういう状況であったというふう聞いていますけれども。あとは、これ非常に大事なんで

すけども、プライバシーは尊重しなきゃ駄目なんですけれども、そういう観点からして今の学校現場というのはそういうようなコミュニケーションとかそういう連携とかはいかがなものでしょうか。何か問題とか、こういうふうな改善していかなくちゃいけないというような点はありませんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 齊藤教育長。

○教育長（齊藤 明君） 以前あるいは昔の話をする、やっぱりどうしても昔と今では当然違ってきている、社会の流れが変わってきていますので違っております。どうしても過ぎた思い出というのはいい思い出に感じてしまうところがあるんですけども、ただ現実的に、今の社会の情勢であったり、保護者、それから地域の要望というものは、真摯に受け止めなければなりませんので、そこは、今の保護者のニーズに沿った形で進めていきますし、それに応じた形で教職員のほうも進めておりますので、教職員のコミュニケーションが、以前の飲み会中心ではなくて、やっぱり飲む飲まないにかかわらず職員室の中でしっかりと風通しのいい職場づくりをする。さらには、学校評価という評価もありますので、そういった評価をしっかりと教職員全体で受け止めて、学校ここを変えていこうという、やっぱりピンチはチャンスという言葉がありますけれども、ここがよくないんじゃないかなという意見をしっかりと受け入れて改善につなげていくと、改善は進歩につながるというところがございますので、学校がよくなるのではないのかなと思っております。

人事評価もそうでございます。人事評価は、その先生の人柄、人間性を評価するのではなくて、やった成果やった行動に対して評価をするという意識をしっかりと管理職は持たなければならぬということ、しっかりと理解して評価をしているものと思っております。

○議長（星 喜美男君） 菅原辰雄君。

○12番（菅原辰雄君） 分かりました。同じ人間ですからね、やったこととか実績評価ももちろんですけども、いやこの先生はこういうのが足りないんだけど、こういう思いやりがあって優しさがあるってこういうのもあるんだよというそういうのも総合的な評価をしていただきたいなとそういうふうに感じます。

あともう1点なんですけども、例えば、今教育長に伺いましたけれども、昔と今の職員の気質というか思いが、例えば昔だったらここまで仕事なんだけれどもここから仕事ですかとか、そういう本当にぱっとなたで竹を割ったようなすぱっここからここというあれじゃなくて、例えばいろんな懇親会とか送別会とかそういうのを誘われたときに、いやこれ仕事ですか、これ仕事じゃないんで私行きません、そういう職員はよもやいないとは思ってますけれども、

そういう職員がいるようでしたら、なかなか組織としてまとまって大きな効果が期待できないと思うんですけれども、総務課長、その辺、もしそういう職員を見かけたら、どういうふうな指導をしますか、あるいはまた、大変でしょうけれども、町長なり総務課長なり現状を把握して、どういうふうなお考えか伺って、私の一般質問を終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の補足で総務課長しゃべると思います。

菅原議員が昔の職員と今の職員という言い方をしましたが、そういう言い方すること自体、菅原議員は昔の人、今もうそういうことを言っていること自体が時代遅れになりました。無理無理酒に誘うとか、あるいはこれ仕事だからこれは、もう今の人は、自分で言っているけれども、当たり前ですから、そういう時代なんですよ。ですからそこはちゃんと受け入れなきゃいけない。受け入れて後は組織としてどう動くかということの判断をすればいいのであって、昔と同じようにしろということ自体がもう時代遅れです。そこはちゃんと我々も考えなきゃ、課長がここにいますので、課長さん方もそういう思いで多分ふだんの職員との付き合いをやっているというふうに思います。あと補足は、総務課長が最後しめで行いますので。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（及川 明君） しめということですが、今の議員の御質問を人事評価に例えると、やってはならない評価の仕方ということに、ちょっと申し訳ないのですが言わざるを得ないんです。要は自分の物差しで測って評価をするのではなくて、一定の決まった物差しで、その人の人物を評価するのが評価だと思いますので、自分の物差しの部分はちょっと置いておいて、定まった物差しで適正な評価をできるように、今後も努力をしていきたいというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 以上で菅原辰雄君の一般質問を終わります。

お諮りいたします。本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することにしたと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（星 喜美男君） 異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上これにて延会することとし、明9日午前10時より本会議を再開し、本日の議事を継続することといたします。

本日は、これをもって延会といたします。

午後 2時48分 延会